

倫理規程・行動規範

(2015年12月4日施行)

一般社団法人 日本損害保険鑑定人協会

倫理規程・行動規範

目 次

【前文：倫理規程・行動規範制定の趣旨】

第1章 倫理綱領

第1条（使命）	1
第2条（使命の自覚）	1
第3条（信義誠実）	1
第4条（法令等の遵守）	1
第5条（品位の保持）	1
第6条（自己研鑽）	1
第7条（信用の維持）	1
第8条（公益活動）	1

第2章 一般的な規律

第9条（規律の遵守）	2
第10条（秘密保持の義務）	2
第11条（広告及び宣伝）	2
第12条（品位、公正を損なう事業への関与の禁止）	2
第13条（違法行為の助長及び利用の禁止）	2
第14条（不当廉価業務等の禁止）	2
第15条（従業者等に対する指導監督）	2
第16条（非鑑定人への名義貸し等の禁止）	2
第17条（鑑定公正さを疑われるような取引の禁止）	2
第18条（鑑定物件紹介についての謝礼受領の禁止）	2

第3章 鑑定業務の依頼者等との関係における規律

第19条（受託努力義務と能力超過受託の禁止）	3
第20条（公正を保ち得ない業務）	3
第21条（業務の中止時の対応）	3
第22条（鑑定料・報酬額の明示）	3
第23条（鑑定料・報酬額の提示）	3

第4章 利益相反等の場合における規律

第24条（受託の禁止）	4
第25条（職務を行ない得ない鑑定業務）	4
第26条（潜在的利害対立のある業務）	4
第27条（受託後の利害対立）	4

第5章 保険契約者等との関係における規律

第28条 (立場の説明)	5
第29条 (公平・公正)	5

第6章 被害者等との関係における規律

第30条 (示談交渉の禁止)	5
第31条 (被害者等からの利益の供与)	5
第32条 (被害者等に対する利益の供与)	5

第7章 他の会員及び鑑定人との関係における規律

第33条 (信頼関係の尊重)	6
第34条 (名誉の尊重と誹謗、中傷等の禁止)	6
第35条 (不利益行為の禁止)	6
第36条 (不当介入の禁止)	6
第37条 (相互協力等)	6
第38条 (会員及び鑑定人間の紛議)	6
第39条 (報告義務)	6
第40条 (協力義務)	6

第8章 他団体及び他の資格者との関係における規律

第41条 (他の専門資格者等の役割の尊重)	7
第42条 (名誉の尊重)	7

第9章 その他の規律

第43条 (反社会的勢力への対応)	7
第44条 (人権、差別の禁止)	7
第45条 (賠償責任保険の加入)	7
第46条 (鑑定人協会の発展)	7
第47条 (倫理規程・行動規範への疑義)	7
第48条 (倫理規程・行動規範の改訂)	7

【前文:倫理規程・行動規範制定の趣旨】

一般社団法人 日本損害保険鑑定人協会（以下「鑑定人協会」という）の会員（以下「会員」という）及び会員に所属する損害保険登録鑑定人（以下「鑑定人」という）は、以下の倫理規程・行動規範（以下「本規程」という）に定められた事項を遵守しなければならない。

鑑定人は、損害保険の対象である財物の保険価額の評価、火災や地震が発生した場合や賠償事故の損害額の算定、事故状況・原因の調査ならびにこれらに関連する業務を行っている。

このため、鑑定人は、損害保険に関する正しい知識を深めて保険約款を正確に理解するとともに、事故原因や事故による損害について詳細な調査を行い、また、適正な損害額を算定しうる豊富な経験や高いスキルが求められる。

鑑定人は、健全な損害保険事業の実現と社会生活の安定に資するため鑑定業務を公平・正確・迅速に行うことを役割として担っている。

また、鑑定人協会は、損害保険の鑑定業務に関し、会員相互の連帯を基に鑑定技能の向上と充実をはかると共に、鑑定人の社会的地位の向上を目指し、業界の健全な発展を期することを目的として設立されている。

このような役割や目的を実現するにあたり、鑑定人には専門家としての高度な知識と豊富な経験や高いスキルとともに、公正、平等などの高い倫理性が求められる。そのため、会員及び鑑定人は、自らを律するとともに、社会の期待に応えるべく、ここに倫理規程・行動規範を定めるものとする。

第1章 倫理綱領

第1条（使命）

会員及び鑑定人は、公平・正確・迅速な鑑定を行うことにより、健全な損害保険事業の実現と社会生活の安定に資することを使命とする。

第2条（使命の自覚）

会員及び鑑定人は、上記使命を自覚しその達成に努める。

第3条（信義誠実）

会員及び鑑定人は、職務上のあらゆる人間関係において、独立性を保ち信義に従い倫理的及び誠実に振る舞う。

第4条（法令等の遵守）

会員及び鑑定人は、各種法令等を遵守し、法令及び実務に精通するよう努める。

第5条（品位の保持）

会員及び鑑定人は、常に人格形成と品位の保持に努める。

第6条（自己研鑽）

会員及び鑑定人は、平素から専門知識の研鑽及び実務経験の蓄積に努めると共に、鑑定人協会の主催する研修に積極的に参加するなどして、自己研鑽を重ね資質の向上を図るよう努める。

第7条（信用の維持）

会員及び鑑定人は、業務を誠実かつ適正に行い、常に謙虚な姿勢を保持することにより、信用の維持に努める。

第8条（公益活動）

会員及び鑑定人は、その使命に相応しい公益活動に積極的に参加し、実践するよう努める。

第2章 一般的な規律

第9条（規律の遵守）

会員及び鑑定人は、鑑定人協会定款及び本規程を遵守する。

第10条（秘密保持の義務）

会員及び鑑定人は、業務上知り得た秘密については、公序良俗に反する等の正当な理由がある場合を除き、秘密保持の義務を厳守し、また、これらの秘密を業務以外の目的に利用してはならない。会員及び鑑定人でなくなった後も同様とする。

第11条（広告及び宣伝）

会員及び鑑定人は、広告又は宣伝をするときは、虚偽又は誤解を与えたり、品位を損ねる広告宣伝をしてはならない。

第12条（品位、公正を損なう事業への関与の禁止）

会員及び鑑定人は、品位又は業務の公正を損なうおそれのある事業を営み、又はこれに参加し、若しくはこれに自己の名義を利用させてはならない。

第13条（違法行為の助長及び利用の禁止）

会員及び鑑定人は、詐欺的行為、暴力その他これに類する等の違法、不正な行為を助長してはならない、またこれらの行為を一切利用してはならない。

第14条（不当廉価業務等の禁止）

鑑定業以外の事業を兼業する会員及び鑑定人は、保険契約者、被保険者等と鑑定業務以外の業務の取引関係を開始或いは維持拡大するなどの目的を持って、鑑定業を社会通念上不当な廉価で行ったり、業務に不当な変更を加えたりしてはならない。

2 鑑定人資格に基づく業務とその他の業務を同時に受託する場合は、包括契約方式によらず各々別途の契約を締結しなければならない。

第15条（従業者等に対する指導監督）

会員及び鑑定人は、その業務に関し、業務に従事する者若しくは業務を補助する者が違法又は不当な行為に及ぶことの無いよう必要な指導、監督を行わなければならない。

第16条（非鑑定人への名義貸し等の禁止）

会員及び鑑定人は、鑑定人でない者にその名義を貸与し、或いはその業務を取り扱わせ又は鑑定人を詐称している者と協力、援助等の提携行為をしてはならない。

第17条（鑑定の公正さを疑われるような取引の禁止）

会員及び鑑定人は、自らが鑑定する対象物件を譲り受けてはならない。

2 会員及び鑑定人は、自らが鑑定する物件の工事依頼を受けてはならない。

3 会員及び鑑定人は、鑑定の公正さを疑われるようなその他の取引を行ってはならない。

第18条（鑑定物件紹介についての謝礼受領の禁止）

会員及び鑑定人は、自らが鑑定する物件の工事の紹介をした場合に謝礼その他の対価を受け取ってはならない。

第3章 鑑定業務の依頼者等との関係における規律

第19条（受託努力義務と能力超過受託の禁止）

会員及び鑑定人は、正当な理由がある場合を除き、業務の依頼を受託するように努め、受託を受ける場合は、その内容及び範囲を明確にしなければならない。

2 会員及び鑑定人は、自己の能力を超えと思われる鑑定業務を受託してはならない。

第20条（公正を保ち得ない業務）

会員及び鑑定人は、公正を保ち得ない事由、または、そのおそれのある業務については、これを行わない。

2 会員及び鑑定人は、業務の途中で業務の公正を保ち得ない事由を発見した場合は、鑑定業務の依頼者等に報告し適切な処置を講じなければならない。

第21条（業務の中止時の対応）

会員及び鑑定人は、受託した業務の処理を継続することができなくなった場合には、鑑定業務の依頼者等に損害を及ぼすことのないよう、会員及び鑑定人、鑑定人協会の支援を求める等、業務の内容に応じた適切な対応を講じなければならない。

第22条（鑑定料・報酬額の明示）

会員及び鑑定人は、業務の受託に際し、鑑定業務の依頼者等に対して、あらかじめ鑑定料・報酬額またはその算定方法を明示しなければならない。

第23条（鑑定料・報酬額の提示）

会員及び鑑定人は経済的利益、事案の難易、時間及び労力その他の事情に照らして適正かつ妥当な鑑定料・報酬額を提示しなければならない。

第4章 利益相反等の場合における規律

第24条（受託の禁止）

会員及び鑑定人は、次の各号のいずれかに該当する鑑定業務については受託してはならない。ただし、双方の鑑定業務の依頼者が同意した場合は、この限りでない。

- 一． 同一事故における物保険と賠償責任保険両方の鑑定業務
- 二． 受託している鑑定業務の相手方からの依頼による他の鑑定業務

第25条（職務を行ない得ない鑑定業務）

会員及び鑑定人は、前条に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当する鑑定業務については、その業務を行ってはならない。

- 一． 保険契約者または被保険者が配偶者、直系血族、兄弟姉妹又は同居の親族である鑑定業務（依頼者が同意した場合を除く）
- 二． 受託している他の鑑定業務の依頼者又は継続的な鑑定業務の提供を約している者を相手方とする鑑定業務（依頼者及び保険契約者が同意した場合を除く）
- 三． 依頼者の利益と他の依頼者の利益が相反する鑑定業務（依頼者及び他の依頼者のいずれもが同意した場合を除く）
- 四． 依頼者の利益と自己の経済的利益が相反する鑑定業務（依頼者が同意した場合を除く）

第26条（潜在的利害対立のある業務）

会員及び鑑定人は、同一事故の鑑定業務について複数の依頼者があってその相互間に利害の対立が生じるおそれがあるときは、鑑定業務を受託する際に、依頼者それぞれに対し、利害の対立が顕在化した場合には速やかに受託を中断せざるを得なくなる可能性、その他の不利益が生じるおそれがあることを説明しなければならない。

第27条（受託後の利害対立）

会員及び鑑定人は、複数の依頼者から同一事故の鑑定業務を受託した後、依頼者相互間に現実に利害の対立が生じたときは、依頼者それぞれに対し、速やかに、その事情を説明し適切な措置をとらなければならない。

第5章 保険契約者等との関係における規律

第28条（立場の説明）

会員及び鑑定人は、保険契約者等に鑑定人の立場を正しく説明しなければならない。
本章において「保険契約者等」とは、保険契約者、被保険者、保険金請求者、取扱保険代理店などをいう。

第29条（公平・公正）

会員及び鑑定人は、保険契約者等による不正な利益の実現に手を貸してはならない。

第6章 被害者等との関係における規律

第30条（示談交渉の禁止）

会員及び鑑定人は、被害者等との間で示談交渉（非弁行為）をしてはならない。
本章において「被害者等」とは、被害者および第三者である修理業者や保険代理店などをいう。

第31条（被害者等からの利益の供与）

会員及び鑑定人は、受託している鑑定業務に関し、被害者等から利益の供与若しくは供応を受け、又はこれを要求し、若しくは約束をしてはならない。

第32条（被害者等に対する利益の供与）

会員及び鑑定人は、受託している鑑定業務に関して、被害者等に対し、利益の供与若しくは供応をし、又は申込みをしてはならない。

第7章 他の会員及び鑑定人との関係における規律

第33条（信頼関係の尊重）

会員及び鑑定人は、他の会員及び鑑定人が受託している業務に関与する場合には、その会員及び鑑定人と鑑定業務の依頼者等との間の信頼関係を尊重しなければならない。

第34条（名誉の尊重と誹謗、中傷等の禁止）

会員及び鑑定人は、相互に名誉と信義を重んじ、みだりに他の会員及び鑑定人に対し誹謗、中傷等の行為をしてはならない。

第35条（不利益行為の禁止）

会員及び鑑定人は、信義に反して他の会員及び鑑定人等を不利益に陥れてはならない。

第36条（不当介入の禁止）

会員及び鑑定人は、他の会員及び鑑定人が受託している鑑定業務に不当に介入してはならない。

第37条（相互協力等）

会員及び鑑定人は、他の会員及び鑑定人と共同して職務を遂行する場合には、鑑定業務の依頼者等の求める共同遂行の趣旨の実現に向け、その意向を踏まえて相互に協力しなければならない。

2 会員及び鑑定人は、鑑定業務の依頼者等の承諾を得て業務対応のために他の会員及び鑑定人を選任する場合には、その鑑定業務の範囲を明確にし、十分な意思疎通を図らなければならない。

第38条（会員及び鑑定人間の紛議）

会員及び鑑定人は、他の会員及び鑑定人との間の紛議については、協議又は鑑定人協会の紛議調停による円満な解決に努めなければならない。

第39条（報告義務）

会員及び鑑定人は、他の会員が第9条に反した行為を行っていることを知った場合、鑑定人協会に報告しなければならない。

2 同様に、会員及び鑑定人は自身が第9条に反した場合も報告する義務を負う。会員および鑑定人が自らこれを報告した場合、この事実は鑑定人協会の懲戒委員会において考慮する。

第40条（協力義務）

会員及び鑑定人は、正当な理由がある場合を除き、鑑定人協会から委嘱された業務に協力することに努めなければならない。

第8章 他団体及び他の資格者との関係における規律

第41条（他の専門資格者等の役割の尊重）

会員及び鑑定人は、他団体及び他の専門資格者等の役割を尊重し、良好な協力関係を構築するように努めなければならない。

第42条（名誉の尊重）

会員及び鑑定人は、他団体等を誹謗、中傷をする等侮蔑的な発言をしてはならない。

第9章 その他の規律

第43条（反社会的勢力への対応）

会員及び鑑定人は、市民社会の秩序や市民の安全に脅威を与える反社会的勢力や団体とは一切関係を持たず、その不当要求に応ずることなく、毅然とした態度で対応しなければならない。

第44条（人権、差別の禁止）

会員及び鑑定人は、年齢、心身の障害、性別適合手術、妊娠の是非、婚姻及び市民パートナーシップ、人種、信条、性別、性的指向、社会的身分、家柄等にとらわれることなく、人々に公正に接しなければならない。

第45条（賠償責任保険の加入）

本規程発効時の会員は、2016年12月31日までは、専門業務事業者賠償責任保険に加入するように努めるものとし、その後は、専門業務事業者賠償責任保険に必ず加入しなければならない。

2 本規程発効後に入会する会員は、入会から60日後までは、専門業務事業者賠償責任保険に加入するように努めるものとし、その後は、専門業務事業者賠償責任保険に必ず加入しなければならない。

第46条（鑑定人協会の発展）

会員及び鑑定人は、鑑定人協会の発展を支え、鑑定人協会の求める理想を推進していかななければならない。

第47条（倫理規程・行動規範への疑義）

本規程の解釈に関し疑義が生じた場合、又は本規程に規定されない事項で倫理に関して疑義が生じた場合は、鑑定人協会の理事会において協議する。

2 前項の場合において、会員及び鑑定人は、鑑定人協会の理事会に報告、相談することができる。

第48条（倫理規程・行動規範の改訂）

鑑定人協会の理事会は、必要に応じて、本規程を改訂することができる。

以上